

エ・５・８（有効期間：令和８年３月末）
（保存期間：令和９年１２月末）

一般（人少）第１２５号
令和４年５月２５日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

ＳＮＳに起因する子供の性被害等防止のための広報啓発活動の推進
について（通達）

ＳＮＳに起因して犯罪被害にあった児童数は高水準で推移しており、全国的に、未成年者誘拐をはじめとした重要犯罪被害への発展も後を絶たない。

この背景には、スマートフォンの普及率の増加により、児童にとってＳＮＳがより身近な存在となり、様々な内容の書き込みから被害に巻き込まれている状況があるものと考えられる。

これまで、「ＳＮＳに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」（令和２年３月１８日付け一般（少）第３０号）により、児童の保護を図ってきたが、こうした状況に一層適切に対応していくため、ＳＮＳ上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みへの広報啓発活動の対象範囲を拡大し、令和４年６月１日から対応することとしたので、下記のとおり効果的な推進に努められたい。

なお、前記通達は、令和４年５月３１日限り、無効とする。

記

１ 広報啓発活動の実施要領

(１) 実施主体

生活安全部人身安全少年課とする。

(２) 対象とするＳＮＳ

Twitterとする。

(３) サイバーパトロール

対象とするＳＮＳを検索して、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(４) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロフィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 書き込み内容

児童買春や対価交際等の相手方を求めていると認められるもの、家出を企図するなどしている児童に宿泊先を提供しようとしていると認められるもの、家出を企図するなどしている児童が宿泊先の提供を求めていると認められるものなど、性被害等につながるおそれのある書き込みとする。

イ 地域性

書き込み内容から、本県警察の管轄区域内の地域性を有することが明白な書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

(5) 広報啓発の実施

ア 対象とする書き込みについては、速やかに、人身安全少年課が保有するアカウントを活用し、注意喚起・警告メッセージを送信の上、広報啓発用ポスターを貼付すること。

なお、貼付する広報啓発用ポスターについては、別途指定する。

イ メッセージの送信に当たっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いてのメッセージの送信は行わないこと。

(6) 注意喚起・警告メッセージの内容

注意喚起・警告メッセージについては、投稿者に応じて次のとおりとすること。

ア 児童と思料される者

見ず知らずの相手と会うことは、性犯罪や誘拐、殺人などの重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

家庭や学校などでの悩みや困りごとがあれば、下記URL「ぴったり相談窓口」から、あなたにぴったりの相談窓口をご案内します。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai>

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者

児童買春、児童ポルノの製造や保護者の同意なく宿泊先を提供するなどして子供を自己の支配下に置く行為は、子供の人権や健全な育成を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、刑事罰の対象となり得ます。

2 少年警察ボランティア等との連携

本活動に当たっては、大学生等サイバーパトローラーをはじめとした少年警察ボランティア等に本活動の趣旨を理解させ、対象となる書き込みを発見した際は、人身安全少年課又は各警察署に速やかに通報するよう依頼するなど、事故防止に配慮した補助的な活動に限定するとともに、効率的な実施に努めること。

3 広報啓発活動実施中に児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合の措置

広報啓発活動中に、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込みや自殺予告事案など児童の安全を早急に確認する必要の認められる書き込みを発見した場合は、関係部門と連携して運営事業者に緊急開示要請する等の調査を行うとともに、人命保護のための緊急の対処を開始すること。

4 その他

SNSの利用に当たっては、山形県警察情報セキュリティポリシーを遵守の上、適切な運用に努めること。

5 運用要領

運用要領については、別途通知する。

(担当)生活安全部人身安全少年課少年企画係 係長